

**ユニット型指定短期入所生活介護**

**特別養護老人ホーム こうのとり**

**運営規定**

**社会福祉法人 優心会**

特別養護老人ホーム こうのとり 運営規程  
(指定短期入所生活介護)

第1章 総 則

(目的及び基本方針)

- 第1条 この規程は、社会福祉法人優心会が設置運営する特別養護老人ホームこうのとり  
(以下「施設」という。)の運営及び利用等について必要な事項を定め、施設の円滑  
な運営を図ることを目的とする。
- 2 施設は、第14条第1項に規定する短期入所サービス計画に基づき、可能な限り、在宅にお  
ける生活の継続を念頭において、利用者の居宅における生活と短期入所後の生活が連続し  
たものとなるよう配慮しながら、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自  
律的な日常生活を営むことができるよう短期入所生活介護サービス(以下、「短期入所サー  
ビス」という。)を提供する。

(事業所の名称等)

- 第2条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。
- 名 称：特別養護老人ホーム こうのとり  
所在地：大阪市平野区長吉川辺三丁目2番3号

(利用定員)

- 第3条 ユニット数及びユニットごとの利用定員は次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) ユニット数 1ユニット  
(2) ユニットごとの利用定員 10名
- 2 施設は、定員を遵守するものとする。但し、災害その他やむを得ない事情がある場合は、  
この限りでない。

(通常の送迎の実施地域)

- 第4条 通常の送迎の実施地域は、大阪市平野区、八尾市、松原市の区域とする。

## 第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第5条 施設に次の職員を置く。(配置状況)

- |     |         |       |
|-----|---------|-------|
| (1) | 管理者     | 1人以上  |
| (2) | 医師      | 1人以上  |
| (3) | 生活相談員   | 1人以上  |
| (4) | 介護職員    | 34人以上 |
| (5) | 看護職員    | 1人以上  |
| (6) | 管理栄養士   | 1人以上  |
| (7) | 機能訓練指導員 | 1人以上  |
| (8) | 介護支援専門員 | 1人以上  |
| (9) | 事務職員    | 1人以上  |

2 前項に定める者のほか必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員を置くことができる。

(職務)

第6条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 管理者 施設の業務を統括する。
- (2) 医師 利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (3) 生活相談員 利用者の入退居、生活相談、面接、調査及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員 利用者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員 利用者に対する医師の診療の補助及び看護並びに利用者の保健衛生管理に従事する。
- (6) 栄養士 栄養指導・栄養ケアマネジメントに関する業務及び業務委託業者に対する食事業務全般についての指導・確認業務に従事する。
- (7) 機能訓練指導員 利用者の介護度に基づくケアプランや心身状況を勘案し、利用者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (8) 介護支援専門員 利用者の介護度、心身の状況等を勘案して、ケアプランの作成等に従事する。
- (9) 事務職員 施設の庶務及び会計事務等に従事する。

(勤務体制及び事務分掌)

第7条 施設は、利用者に対し適切な短期入所サービスを提供できるよう、勤務の体制を定める。

- 2 施設は、当該施設の職員によって短期入所サービスを提供する。但し、短期入所サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りでない。
- 3 職員の事務分掌及び日常業務については、管理者が別に定める。

(会議)

第8条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
  - (2) 管理運営会議
  - (3) 短期入所サービス計画に関する会議
  - (4) 利用者に提供する食事に関する会議
  - (5) 入居選考委員会
  - (6) その他管理者が必要と認める会議
- 2 会議の運営に必要な事項は、管理者が別に定める。

### 第3章 利用及び退居

(利用)

第9条 利用申込者の施設の利用は、利用申込者と施設の契約により行うものとする。

- 2 施設は、利用定員に達している場合又は利用申込者に対し、自ら適切な短期入所サービスを提供することが困難である等正当な理由がある場合を除き、利用契約の締結を拒むことはできない。
- 3 施設は、あらかじめ利用申込者又は家族等(後見人を含み、利用申込者の身元を引き受ける者など利用申込者の日常生活に最も深く関与している者をいう。以下同じ。)に対し、この運営規程の概要、職員の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の利用申込者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して、懇切丁寧に説明を行い、短期入所サービスの開始について同意を得るものとする。
- 4 第14条第1項に規定する計画担当介護支援専門員は、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。要介護認定を受けていない利用申込者に対しては要介護認定の申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
- 5 計画担当介護支援専門員は、要介護認定の更新申請が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

(面接及び調査)

第10条 生活相談員、計画担当介護支援専門員等は、新たに利用した利用者に対して心身の状況、特性、経歴、学歴、技能、家庭環境、信仰、趣味、嗜好、その他心身に関する調査、検診を行い、その結果を記録保存しておくものとする。

(利用時の書類等の引継)

第11条 利用者又は家族等(以下「利用者等」という。)は、利用者に関して、施設運営上必要と認められる書類等を施設に引き継ぐことができる。

2 施設は、前項で定める書類等を引き継いだ利用者について、第11条に規定する事由により契約が終了した場合には、民法等関係法令の規定及び公序良俗に反しない手続きにより、引き継いだ書類等の処分を行うものとする。

(退居)

第12条 施設は、利用者に次の事由が生じた場合は、家族等に対し、7日間の期間を定め、その理由を付して契約の解除について予告するものとする。

- (1) 利用者が無断で帰宅し、7日間経過しても帰所の見込みがないとき。
- (2) 利用者が入院し、明らかに3ヶ月以上入院する事が見込まれるとき。
- (3) 利用者の行動が施設の目的及び運営の方針に著しく反するとき。
- (4) 利用者が負担すべき費用を3ヶ月以上滞納したとき。

2 利用者に次の事由が生じた場合は、契約は終了するものとする。

- (1) 要介護認定の更新において、自立又は要支援と認定されたとき。
- (2) 利用者が死亡したとき。
- (3) 利用者が契約の解除を通告し、7日間が経過したとき。
- (4) 前項に規定する契約解除の予告をし、予告期間が経過したとき。
- (5) 利用者が入院した後、おおむね3ヶ月を経過しても退院できないとき。
- (6) 他の介護保険施設への入所が決まり、その受入ができる状態になったとき。

3 施設は、利用者の帰宅に際しては保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるとともに、円滑な帰宅の為に必要な援助をするものとする。

(利用者の入院中の取扱)

第13条 施設は利用者について、入院する必要がある場合であって、入院後おおむね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、当該利用者等の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に利用することができるようにするものとする。

## 第4章 利用者に提供する短期入所サービスの内容及び費用負担

### (基本原則)

- 第14条 短期入所サービスは、利用者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、第14条第1項に規定する短期入所サービス計画に基づき、利用者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、利用者の日常生活を支援するものとする。
- 2 短期入所サービスは、ユニットにおいて利用者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行うものとする。
  - 3 短期入所サービスは、利用者のプライバシーの確保に配慮して行うものとする。
  - 4 短期入所サービスは、利用者の自立した生活を支援することを基本として、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を常に把握しながら、適切に行うものとする。
  - 5 職員は、短期入所サービスの提供に当たって、利用者等に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明するものとする。
  - 6 利用者の被保険者証に介護保険法第87条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該意見に配慮して短期入所サービスを提供するものとする。
  - 7 短期入所サービスの提供に当たっては、利用者の人権に十分配慮し、利用者の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。また、利用者の社会的身分、門地、宗教、思想、信条等によって差別的又は優先的取扱を行ってはならない。

### (短期入所サービス計画)

- 第15条 計画担当介護支援専門員(短期入所サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員をいう。以下同じ。)は、利用者の有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて自立した日常生活を営むうえで利用者が解決すべき課題を把握し、他の職員と協議の上、短期入所サービスの目標及び達成時期、短期入所サービスの内容、短期入所サービスを提供する上で留意すべき事項等を記載した短期入所サービス計画を作成するものとする。
- 2 計画担当介護支援専門員は、短期入所サービス計画の作成後においても、短期入所サービス計画の実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて短期入所サービス計画の変更を行うものとする。
  - 3 計画担当介護支援専門員は、第1項に規定する短期入所サービス計画及び前項に規定する変更について利用者等に対して説明し、同意を得るものとする。

(介護)

第16条 介護は、ユニットにおいて利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、利用者の心身の状況等に応じ、次の各号に掲げる事項を適切な技術をもって行うものとする。

- (1) 利用者の日常生活における家事を、利用者がその心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うための適切な支援
- (2) 身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法による入浴の機会の提供（入浴がさせられないときは清拭）
- (3) 排泄の自立についての必要な支援
- (4) おむつ使用者については、排泄の自立を図りつつ、おむつの適切な取り替え
- (5) 離床、着替え、整容等の日常生活上の行為の適切な支援

(相談及び援助)

第17条 生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者等の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与)

第18条 施設は利用者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、利用者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、利用者等において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。
- 3 施設は利用者の家族等との連携を図るとともに、利用者とその家族等との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(食事の提供)

第19条 食事の提供に当たっては、食品の種類及び調理方法について常に工夫し、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮した献立により、利用者の生活習慣を尊重した適切な時間に実施するものとする。

- 2 施設は、利用者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うとともに、利用者がその心身の状況に応じてできる限り自立して食事を摂ることができるよう必要な時間を確保するものとする。
- 3 疾病等を有する者には、医師の指示によりその症状に適した献立及び調理により食事を提供する。
- 4 食事の提供は、利用者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、利用者が共同生活室で食事が摂れるよう支援し、共同生活室で食事を摂ることができない利用者にとっては、居室に配膳し必要な食事補助を行うものとする。

(機能訓練)

第 20 条 機能訓練指導員は、利用者に対し、短期入所サービス計画に基づいてその心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第 21 条 施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、年に 1 回以上の定期健康診断を実施し、その記録を個人別に記録しておくものとする。

- 2 医務室には、常時必要な医薬品及び診療用器材器具を備え付ける。
- 3 利用者に入院の必要な事態が生じた場合には、速やかに協力病院等に引き継ぐものとする。

(短期入所サービスの利用料金等)

第 22 条 短期入所サービスの提供は、介護保険法、老人福祉法及び関係法令等に規定する利用料負担により実施する。

- 2 次の各号に掲げる事項については、別に定める額により、利用者から利用料金の支払いを受けることができる。
  - (1) 食事の提供に要する費用
  - (2) 居住に要する費用
  - (3) 理美容サービス代
  - (4) 利用者が選定する特別な食事の提供に要する費用
  - (5) 持ち込み家電製品にかかる電気代相当額
  - (6) 利用者等が求める書類等の複写に要する費用
  - (7) 前各号のほか日常生活において通常必要となるものであって、利用者に負担させることが適当と認められる便宜の提供にかかる費用
- 3 前項各号に規定する短期入所サービスの提供にあたっては、利用者等に対し、その内容及び利用料金（消費税込）を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。
- 4 施設は、利用者が負担すべき短期入所サービスの利用料金を請求するにあたっては請求書を、当該請求に基づき利用者から支払を受けた時には領収書を、それぞれ利用者に交付するものとする。
- 5 施設は、第 2 項の別に定める額を変更するときは、あらかじめ、利用者等に対し、変更後の額及びその根拠について説明を行い、同意を得るものとする。
- 6 利用料金表には消費税を含めた額を記載することとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 23 条 施設は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なく短期入所サービス利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を悪化させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(短期入所サービス提供に関する記録)

第 24 条 短期入所サービスの実施状況及び利用者の解決すべき課題の把握に資するため、短期入所サービスの提供においては次に掲げる記録を整備するものとする。

(1) 短期入所サービス提供に関する記録

イ 短期入所サービス計画書

ロ 短期入所サービスの提供の状況及び利用者の施設での生活の経過に係る記録

(2) 前条に規定する市町村への通知にかかわる記録

2 前項に掲げる記録については、その完結の日から2年間備えておくものとする。

## 第5章 施設利用にあたって利用者が留意すべき事項

(外出)

第 25 条 利用者は、外出しようとする時はその都度行き先、用件、施設へ帰着する予定日時等を施設に届け出て許可を得なければならない。

2 前項の許可を受けた者が許可内容を変更するときは、事前にその旨を申し出なければならない。

(面会)

第 26 条 利用者に面会をしようとする者は、面会時間内に面会簿に記載するなど施設の定める手続きを経て面会しなければならない。但し、感染防止等の正当な理由があるときは、施設は面会を拒むことができるものとする。

(健康保持)

第 27 条 利用者は努めて健康に留意し、施設が実施する健康診断は特別な理由がない限りこれを拒否してはならない。

(身上変更の届出)

第 28 条 利用者等は、身上に関する重要な変更が生じたときは速やかに施設に届け出なければならない。

(禁止行為)

第 29 条 利用者は施設内で次の行為をしてはならない。

(1) 定めた場所と時間以外で喫煙又は飲酒することや酒類を持ち込むこと。

(2) 指定された場所以外で火気を用い、又は自炊すること。

(3) けんか、口論、泥酔、騒音等で他の利用者に迷惑をかけること。

(4) 危険物を持ち込むこと。

(5) ペットを飼育すること。

(6) その他、施設が施設管理上禁止が必要と認める行為。

(損害賠償)

第30条 利用者が、故意又は過失によって施設の設備等に損害を与えた時は、その損害を弁償させ又は原状に回復させることができる。

## 第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第31条 施設は常に非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、定期的に必要な訓練を行うものとする。

2 利用者は前項の対策に協力しなければならない。

## 第7章 その他施設の運営に関する重要事項

(短期入所サービスの評価)

第32条 施設は、自らの施設が提供するサービスの質について評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(苦情等への対応)

第33条 施設は、短期入所サービスに関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応する為に苦情受付窓口を設置し、苦情を受け付けた時には速やかに事実関係を調査するとともに、対応の結果について利用者等に報告するものとする。

2 施設は、利用者等からの苦情に関して市町村及び国民健康保険団体連合会が実施する調査等に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合には必要な改善を行うものとする。

3 施設は、苦情を申し立てた利用者等に対していかなる差別的な取扱いも行ってはならない。

(身体拘束の制限)

第34条 職員は、短期入所サービスの提供にあたっては、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。なお、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録しなければならない。

(虐待防止に関する事項)

第35条 施設は、利用者への虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 職員に対する虐待を防止するための研修の実施
- (2) 虐待などに関する苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設又は養護者(利用者を現に養護する者をいう。)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(個人情報保護)

- 第36条 施設は、利用者等の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等を遵守し、その適切な取り扱いに努めるものとする。
- 2 職員は、業務上知り得た利用者等の秘密を第三者に漏らしてはならない。このことは、退職者についても同様であるものとする。
  - 3 施設が居宅介護支援事業者に対して、利用者等に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者等の同意を得るなど、外部への情報提供については、関係法令等の定めに従い適切に行うものとする。

(衛生管理)

- 第37条 施設は、利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止を図るため、次の各号に掲げる事項を実施するものとする。
- (1) 衛生知識の普及
  - (2) 定例的な大掃除や整理整頓
  - (3) 適宜の消毒
  - (4) その他利用者の保健衛生の維持向上及び施設における感染症の発生又はまん延の防止に必要な事項

(事故発生時の対応)

- 第38条 施設は、短期入所サービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村及び家族等人に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 2 前項において、賠償すべき事故が発生した場合には速やかに損害賠償を行うものとする。
  - 3 施設は、事故の発生状況及びその対応について記録しなければならない。

(地域との連携)

- 第39条 施設は、その運営にあたっては、地域との交流に努めるものとする。

(重要事項の周知)

- 第40条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料金その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示等により周知する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

この規程は平成30年4月1日から施行する。

この規程は平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 4 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 12 月 16 日から施行する。